

第 1 0 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

1. 招集日時 令和5年10月10日(火)午後4時30分
2. 招集場所 七飯町文化センター201会議室
3. 出席者 教 育 長 與 田 敏 樹
委 員 山 川 俊 郎
委 員 加 屋 本 旬
委 員 信 夫 恵 美 子
委 員 木 村 希
4. 事務局 教育総務課長 倍 楼 司
学校教育課長 柴 田 憲
学校給食センター長 福 永 崇 弘
生涯教育課長 竹 内 圭 介
スポーツ振興課長 高 橋 雅 貴
教育総務課庶務係長 三 浦 啓 輔
教育総務課庶務係 蛭 子 拓 弥
5. 教育長の報告 報告第 1号 教育行政動向報告(9月12日~10月10日分)について
6. 附議事件 議案第36号 七飯町立学校管理規則の一部改正について
議案第37号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について
議案第38号 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について
7. 閉 会 午後5時00分
8. 会議の大要 会議の大要は別紙のとおりである。
9. 署 名 教育長 與田 敏樹

委 員 信 夫 恵 美 子

調整者 三 浦 啓 輔

別紙

與田教育長 : それでは、ただいまから令和5年第10回定例七飯町教育委員会議を開催いたします。

本日の会議録署名委員の指名でございますが、信夫委員にお願いいたします。続きまして、次第3、教育長の報告、報告第1号教育行政動向報告（9月12日から10月10日分）について、本日お配りをした資料に基づいて御報告申し上げます。

まず、9月12日、この場で第9回の定例教育委員会議を開催いたしまして、教育行政動向報告ほか3件の報告案件並びに附議事件2件を審議し、原案のとおり承認していただいております。

9月10日から10月22日まで、まだやられておりますが七飯町町民スポーツ大会をそれぞれ開催しております。

9月14日、ななえローレンピックを開催いたしました。多くの高齢者の方が元気に参加をしております。

次のページになります。

9月16日から17日、トルナーレチャレンジカップU-12を川崎フロンターレの協力を得て開催しております。地元チームのフロンティアトルナーレが第2位となっております。

9月20日、定例校長会議を開催しております。香川県三木町に小学生を派遣する事業について情報提供を行っております。

9月25日、同内容について教頭主幹教諭会議で情報提供を行っております。

9月27日、毎年いただいておりますが、小笠原アカデミー教育振興財団様から書籍20万円分、書架5万円分、今年度は大沼岳陽学校鈴蘭谷分校にいただいております。

例年は、子どもたちも参加するのですが、事情がありまして校長と教頭が参加しております。

9月28日、令和6年度当初人事に関わる人事推進会議及び市町教育委員会教育長会議を渡島合同庁舎で開催しております。

9月29日、教育委員として長年務められました菅沼由美前教育委員が最後の挨拶に来られております。

同日、七飯中学校、大中山中学校の学校祭が開催されております。

9月30日、大沼学園で主催する大沼地区少年野球大会、恐らく道内でも古い大会になると思っておりますが、第75回目の大会が開催をされました。大中山中学校、七飯中学校の合同チームが優勝しております。

同日、大沼岳陽学園の学校祭、文化センターで「あゆみの会」の朗読会、七飯町パークゴルフ場ではグリーンP・G杯秋のパークゴルフ大会が開催されております。

9月30日から10月1日、大中山地区文化祭を皮切りに今月末までそれぞれの地域で文化祭が開催をします。時間があればぜひ参加をしていただければと思います。

10月2日、木村希教育委員に対する辞令交付が行われました。その後、教育委員会の事務局へ職員に対する訓示及び管理職職員の紹介をしております。

10月4日、小学生ミニバレー教室を開催しております。15名の児童が参加しております。

同日、学校給食センター運営委員会を開催しております。私も出席し、挨拶

の中で、毎月プレミアム給食を月に2回実施しておりましたが、物価高騰により現状のままプレミアム給食を提供すると給食費を値上げせざるを得ないという事情をお話ししまして、当面、プレミアム給食については中止をするということで理解を求めています。

10月5日、学校法人大妻学園・函館大妻高等学校創立100周年記念式典が同校の体育館で開催されまして、私と信夫委員が出席をしております。

以上、先月の教育委員会議から本日までの内容について御報告させていただきました。

また、本日、午後から文化財保護審議会を開催しております。その中で、ケヤキの木の関係について御報告をさせていただきました。誠に残念なことでしたという審議委員のお話がありました。町としては、以降このようなことがないようにしっかりやっていきたいということでお詫びを申し上げ、今後の対応について理解を求めています。

以上でございます。

御質問、御意見等があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

山川委員 : 10月4日の給食センター運営委員会で教育委員会から説明いただいて、我々も納得した案件ではありますけれども、運営委員の皆さんの御意見というの
はありましたか。

與田教育長 : 私は挨拶だけで退席したのですけれども、その辺、学校給食センター長から
何かあれば。

学校給食センター長 : 意見ということではないですけれども、理解をいただいたというか、やはり
七飯町の給食を代表する、メインというか、目玉の部分ということもあった
ものですから、やはり再開できるなら再開してほしいというような形で、委員
の雑談の中で出た感じの部分がございましてけれども、やはり、そういう時期
を見て、もし可能であれば戻したいと考えております。

與田教育長 : 町長の考え方も、廃止ということではなくて中止ということで、できれば、
可能であれば再開をしたいという考えです。ただ、当面はちょっと物価高が
続きそうなので、すぐにとということにはならないかもしれませんが、何とか
努力したいと思います。

ほか、ございませんか。

加屋本委員 : 3ページ、一番最後、令和5年度グリーンP・G秋のパークゴルフ大会につ
いて、これは指定管理者側が運営とか全てそこでやっているのか、あるいは
七飯町のパークゴルフ愛好会みたいのをお願いしたりして、そういう形で
やっている大会なのでしょう。

與田教育長 : スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長 : 七飯町パークゴルフ場の指定管理者の中にパークゴルフ協会の役員が入っ
ていますので、そちらのほうで運営・分担しております。

加屋本委員 : 分かりました。会場も良いしということで、いっぱい参加したいという声が
聞こえている。

あと、もう1点ですけれども、トルナーレチャレンジカップ、いつもいつも
大会の皆様方にお世話になって運営させてもらってございました。七飯町を中
心にしたフロンティアトルナーレが久しぶりに準優勝でした。

與田教育長 : その他ございませんか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。

以上をもちまして、報告第1号、教育行政動向報告(9月12日～10月10日分)についてを報告済みとさせていただきます。

続きまして、4番、附議事件、議案第36号七飯町立学校管理規則の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

学校教育課長 : それでは、議案第36号七飯町立学校管理規則の一部改正について、提案説明を申し上げます。

このたび、提案いたします七飯町立学校管理規則の一部改正につきましては、教諭、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容について、それぞれの職務の明確化を図るため、七飯町立学校管理規則に新たに記載するものでございます。

それでは、資料1の七飯町立学校管理規則の一部を改正する規則の概要を御覧ください。

1の改正理由でございます。平成31年1月、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申が取りまとめられたこと、また、令和5年1月に「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」による議論が取りまとめられたことから、各市町村教育委員会において小中学校及び義務教育学校における教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の関係規定を整備する必要性が生じたためでございます。

2の改正内容でございます。

第4条の2の次に教諭等と養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容に関する条項2条を追加するものでございます。

3の施行期日でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。

また、次のページには新旧対照表及び改正後の規則を添付してございますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

提案説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

與田教育長 : 議案第36号七飯町立学校管理規則の一部改正について、提案説明申し上げました。

御質問、御意見等ございましたらお伺いいたします。

加屋本委員。

加屋本委員 : ここに書かれているもの一通り読んだつもりなのですが、この条項をこれまでの管理規則にプラスするという事なのですが、もちろんそうすると働き方改革にも関連して、それに伴った職務を、これまで不要なものが整理されたり、必要なものが整理されたりして、これに沿って動いていくという形なのですね。実際に私はこれを初めて見たので。ただ、本文の中にはこういうふうにするということが、業務の間口を広くして、必ずしもこのとおりでなくて、学校裁量でできるとか、あるいは校長裁量でできるとかという形で書いてあったので、私はよいことかなと思いました。文言として明記されていたので、良しとして読んでいました。

以上です。意見です。

学校教育課長 : 加屋本委員がおっしゃるように、教諭等につきましては働き方改革を確実に実施するために明確化された運びです。養護教諭及び栄養教諭については、より専門性を発揮して、本来の職務に集中できるような環境を整えるという意味で整備するものでございます。

以上です。

信夫委員 : さっきの特に養護の先生は、例えば不登校に関わるとか、そういう生徒が増えている現実の中、今、加屋本委員がおっしゃったとおりに、これはきちん

とする、拡大しているいろいろ対応はされているのでしょけれども、かなり現実問題として健康だけでなく、心の部分というのか、そういう部分の面もすごくなってきて、そこには生徒指導も絡まってくるし、いろいろなものもしかしたら保健室についている先生が一番生徒指導に関わって、キーパーソンみたいな感じで私はずっと見ていたのですけれども、そこら辺のことは理解されているのだと思いますが、表面的なという感じがして、随分きゅっとまとめて言われているのですけれども、それ以外のことのほうが養護教諭の負担が大きいのかなというふうに思っています。

與田教育長 : 決して先生方がセクトに走ったり、勝手に領域を規則があるからということで決めたりするものではなくて、働き方改革の基本にしながら子どもたちに対する教育をより充実させていくという前提ですので、今おっしゃるように養護教諭の先生は別室登校の中で中心的な役割を果たしていますので、それができなくなるような規則の改正ではないということで御理解をしていただければと思います。

信夫委員 : 反面、負担も確かに養護の先生は多いなという気がしています。そこら辺のことを考えると、とくにきちんと基準ができればいいなとは思いますが、それにより生徒が苦しくなったりすると困るなというのがあります。

與田教育長 : 教育委員会は何のためにあるのかということを含めてやりますので、その辺はしっかりと子どもたちのためにしっかりと機能するように対応していきたいと思えます。

加屋本委員
学校教育課長 : 1点だけ。今回の中には事務職員というものは含まないのですか。
: 今回の職務の明確化に係る文言については、教員等と記載されていますけれども、その教諭等というのは主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師となっておりますので、事務職員についてはここに含んでいない形となります。

與田教育長 : 事務職員については、平成29年度、法律が改正されて、その段階で「従事する」から「司る」という形に変わりましたので、それで今は事務職として動いているという部分がございます。それ以降の改正についてはない状況です。今は。

加屋本委員 : これは経験談としてちょっと聞いていいですか。なぜかという、大きい学校に限って事務職員は、その自分の専門職のところを中心に動くことが可能なだけけれども、本当に小さい複式学校とかに行くと大切な子ども指導の一つの戦力なものですから、だから学校行事から何から何まで、もちろん必要ということでやらなければならないこともあるけれども、そういうことも自分がどうしても苦手なことについて、なかなかそれを言いだせなくて、一緒にやっていかなきゃならないことがあって、心の健康を壊すとか、それで退職するとか、そういうのも一つ、二つ見てきたものだから、非常に気になる。特に小さい学校なら毎年スキー学習とかあって、手が足りないものだから、そういう人たちにも付いて来てもらうとか、そうしたらやはり、それが苦手な、そういうものをするために事務職員になったわけではないということで、本当に何件かあったので、例えば、そういう人が高校の事務に行くと事務長の他に職員がいて、そういうことをしなくていいということで、高校に転職、そういう希望を出す人もいたということも過去にいたものだから、ちょっと気になっておりました。

以上です。

與田教育長 : そこは、改善する一つの手段で、全てではありません。それで今、うちが進めている学校の共同事務室化というのがあって、平成29年に法律が改正されて、今日まで、今、加屋本委員がおっしゃっているような悪いほうの形に

はなっていないので、その中で共同事務室化をやろうとしているのは渡島管内のうちだけで全道に何か所もありませんので、そこにこれが、要するに中学校単位で基本的な事務の共同化、共同学習、あるいは苦手なところとかあった時に、そこをサポートという学校を超えて、やれるような体制にしたいということで、まだまだ実験段階ですけれども、進めておりますので、その事務職の働き方改革、業務、事務の効率化に繋がるということで考えていました。

加屋本委員 : 分かりました。
與田教育長 : ほかにございませんか。
よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。

では、議案第36号七飯町立学校管理規則の一部改正については、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第37号教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定についてを事務局よりお願いいたします。

学校教育課長 : それでは、議案第37号教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について、提案説明申し上げます。

このたび提案いたします、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定につきましては、先ほど御承認いただきました議案第36号の教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱を次のとおり制定するものでございます。

それでは、資料2の教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱制定の概要を御覧ください。

1の制定理由でございます。平成31年1月、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申が取りまとめられたことから、小中学校及び義務教育学校における教員等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則等の関係規定を整理する必要性が生じたので、今回、新たに要綱を制定するものでございます。

2の制定の概要でございます。小中学校及び義務教育学校における、教諭等の標準的な職務内容を制定いたします。

3の施行期日でございます。この訓令は、公布の日から施行するものでございます。

なお、要綱の全文につきましては、議案に記載したとおりとなっております。

提案説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

與田教育長 : ただいま、議案第37号教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について、提案説明をいただきました。

具体的には管理規則に基づいて、要綱で定めているということでございます。皆様方から御意見、あるいは御質問等ございますか。

当たり前にやっていたことを文書で整理したということだと思いますが、よろしいですか。

全員 : (はい)

與田教育長 : ありがとうございます。

では、議案第37号教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂

行に関する要綱の制定について、提案のとおり承認賜ったものとさせていただきます。

続きまして、議案第38号養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について、説明いたします。

学校教育課長

: それでは、議案第38号養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について、提案説明申し上げます。このたび提案いたします、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定につきましては、先ほど御承認いただきました議案第36号の養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱を次のとおり制定するものでございます。

それでは、資料3の養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱制定の概要を御覧ください。

1の制定理由でございます。令和5年1月に「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」による議論が取りまとめられたことから、小中学校及び義務教育学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則等の関係規定を整備する必要が生じたため、今回、新たに要綱を制定するものでございます。

2の制定の概要でございます。小中学校及び義務教育学校における養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容を制定いたします。

3の施行期日でございます。この訓令は、公布の日から施行するものでございます。

なお、要綱の原文につきましては、議案に記載したとおりとなっております。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

與田教育長

: 議案第38号養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について、提案説明申し上げます。御意見等ございますか。

全員: (なし)

與田教育長

: ありがとうございます。

では、議案第38号養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定については、提案のとおり御承認賜ったものとさせていただきます。

以上をもちまして、第10回定例七飯町教育委員会議については、全ての議題が終了いたしました。これで閉会させていただきます。ありがとうございます。